

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「次に」を「次に」に改める。

第四条第一項中「平成二十八年十二月三十一日、平成二十九年十二月三十一日、平成三十年十二月三十一日及び平成三十一年十二月三十一日」を「平成二十九年度から令和四年度までの各年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日」に改め、「それぞれ」を削り、「平成二十九年度分から平成三十二年度分まで」を「当該各年度分」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。